

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○道路の占用を制限する区域を指定する件

告示

福島県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県各建設事務所（令和八年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。なお、道路の占用を制限する区域を指定する件（平成三十一年福島県告示第百十号）は、廃止する。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域
別冊のとおり
- 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 占用の制限の開始の期日 令和八年四月一日

（道路計画課）